宇治市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	修正案
第1条～第3条　略 (保険料率) 第4条　平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者　28,080円 (2)　令第39条第1項第2号に掲げる者　37,430円 (3)　令第39条第1項第3号に掲げる者　43,670円 (4)　令第39条第1項第4号に掲げる者　49,910円 (5)　令第39条第1項第5号に掲げる者　62,380円 (6)　次のいずれかに該当する者　68,620円 ア　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、	第1条～第3条　略 (保険料率) 第4条　平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者　28,040円 (2)　令第39条第1項第2号に掲げる者　37,380円 (3)　令第39条第1項第3号に掲げる者　43,610円 (4)　令第39条第1項第4号に掲げる者　49,840円 (5)　令第39条第1項第5号に掲げる者　62,300円 (6)　次のいずれかに該当する者　68,530円 ア　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	修正案
当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ　略	イ　略
(7)　次のいずれかに該当する者　81,100円	(7)　次のいずれかに該当する者　80,990円
ア・イ　略	ア・イ　略
(8)　次のいずれかに該当する者　102,930円	(8)　次のいずれかに該当する者　102,800円
ア・イ　略	ア・イ　略
(9)　次のいずれかに該当する者　121,650円	(9)　次のいずれかに該当する者　121,490円
ア・イ　略	ア・イ　略
(10)　次のいずれかに該当する者　131,000円	(10)　次のいずれかに該当する者　130,830円
ア・イ　略	ア・イ　略
(11)　次のいずれかに該当する者　140,360円	(11)　次のいずれかに該当する者　140,180円
ア・イ　略	ア・イ　略
(12)　次のいずれかに該当する者　149,720円	(12)　次のいずれかに該当する者　149,520円
ア・イ　略	ア・イ　略
(13)　次のいずれかに該当する者　159,070円	(13)　次のいずれかに該当する者　158,870円
ア・イ　略	ア・イ　略
(14)　次のいずれかに該当する者　168,430円	(14)　次のいずれかに該当する者　168,210円

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	修正案
ア・イ　略 (15)　前各号のいずれにも該当しない者　184,030 円 第５条～第 18 条　略	ア・イ　略 (15)　前各号のいずれにも該当しない者　183,790 円 第５条～第 18 条　略

下線直線　　改正案（議案第３７号）による変更部分　　下線波線　　改正案（議案第３７号）に対する修正案による変更部分